

件名	愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例
主管課	デジタルシフト推進課
根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
<p>【改正の概要】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正により法別表第2が削除されることとなったため、それに準じている条例の改正を行うものである。また、令和6年12月に現行の健康保険証が廃止されることに伴い、必要な情報を取得するため、個人番号利用事務に新たに3事務を追加するものである。</p> <p>1 愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部改正</p> <p>① 法別表第2が削除されることに伴う表記変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を、「法第19条8号に規定する特定個人番号利用事務」に変更 ・ 「法別表第2の第4欄に掲げる情報」を、「法第19条8号に規定する利用特定個人情報」に変更 <p>② 個人番号利用事務を3事務追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 ➤ 特定疾患治療研究事業 ➤ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 <p>2 住民基本台帳法施行条例の一部改正</p> <p>本人確認情報を利用することができる事務に1②の事務を追加</p>	
施行日	公布の日 ただし、1①は改正法の施行日
<p>【その他参考事項】</p>	